

第2次伊佐市男女共同参画基本計画 (案)

第2次伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援計画

伊佐市女性の職業生活における活躍の推進に
関する施策についての計画

令和3年度 ～ 令和12年度
(2021年度) (2030年度)

令和3年 月



鹿児島県 伊佐市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	基本理念	2
4	基本目標	3
5	計画の期間	3

第2章 計画策定の背景

1	社会経済情勢の変化	4
2	国の主な動き	4

第3章 計画の内容

1	計画の体系	6
2	施策の内容	8
	重点項目1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	8
	重点項目2 男女ともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境整備 (女性活躍推進計画)	12
	重点項目3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(女性活躍推進計画)	15
	重点項目4 生涯を通じた男女の健康支援	18
	重点項目5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶(DV防止・支援基本計画)	21
	重点項目6 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	26
	重点項目7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	30

第4章 計画の推進

1	推進体制の充実	33
2	連携、協働	33
3	進行管理	33
	別表1 数値目標	34

参考資料

1	用語解説	
2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
3	男女共同参画社会基本法	
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
5	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
7	伊佐市男女共同参画行政推進会議設置規程	
8	伊佐市男女共同参画推進協議会設置要綱	

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年11月の合併によって伊佐市が誕生したことを機に、多様化・高度化する諸課題に対応し、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取組を推進するため、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とする「伊佐市男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づく取組を行ってきたところです。また、「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」も一体的に策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への適切な保護に関する取組を推進してきたところです。

しかし、令和元年（2019年）に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」によると、男女の地位の不平等感や固定的性別役割分担意識、配偶者等からの暴力が依然として存在するなど、課題はなお残されており、引き続き計画的に取組を進めていく必要があります。

社会経済情勢の変化による課題に対応しながら、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するための基本計画として「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) この計画の『重点項目2 男女ともに能力を發揮し希望する働き方ができる環境整備』及び『重点項目3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大』は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- (3) この計画の『重点項目5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶』は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。
- (4) この計画は、令和元年度に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果を踏まえ、「伊佐市男女共同参画推進協議会」やパブリックコメントにおける意見等の結果を反映して策定したものです。

3 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条までの基本理念に基づき策定したものです。

(1) 男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(5) 国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

4 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を、計画を通して実現するために、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮できる社会づくり

○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、社会、経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口の動向

本市の人口は昭和25年（1950年）以降、減少傾向が続いており、平成27年国勢調査においては、26,810人、12,110世帯となっています。平成22年国勢調査と比較すると、5年間で人口が2,494人（8.5%）、世帯数は、688世帯（5.4%）減少しています。近年においても、令和元年9月30日現在の推計人口は、24,827人と減少傾向が続いています。また、伊佐市人口ビジョン（2020年3月改定版）では、2045年に総人口が14,000人を割り込むと推計されています。

(2) 家族形態の多様化

本市の家族形態は、高齢者の単独世帯が増加する一方、若者の単独世帯や、夫婦と子供世帯は減少しています。今後は、世帯数が減少する中、高齢者の単独世帯が占める割合がさらに高くなることが予想されます。また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べると高くなっています。

(3) 非正規雇用労働者の増加と貧困・格差の拡大

鹿児島県の状況において、非正規雇用労働者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用労働者の割合が高くなっています。また、貧困について、全国の状況を見ると、平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は122万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合、熊本県を除く。）は15.6%となっています。特に、大人が一人の世帯では50.8%と、貧困率は高くなっています。

2 国の主な動き

(1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することと改正したいわゆる「配偶者暴力防止法」が平成26年1月に施行されました。

(2) 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成27年8月に制定されました。

令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定される予定。(4)は、閣議決定後に修正します。

(4) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

社会全体で女性の活躍の動きが拡大している一方、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や女性のライフスタイル、世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、それらを解決していくための真に実効性のある取組が求められている中、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(5) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に公布・施行されました。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本理念

- 男女の人権の尊重 ● 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画 ● 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮できる社会づくり

○ 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点項目	施策の基本的方向
1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	① 固定的な性別役割分担意識解消のための啓発の推進、制度や慣行の見直し ② 学校教育における男女共同参画の推進 ③ 性の多様性の理解促進
2 男女ともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境整備（女性活躍推進計画）	① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 ② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進 ③ 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進
3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組の促進 ② 農林水産業や商工業等の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援 ③ 女性の人材育成に関する支援
4 生涯を通じた男女の健康支援	① 生涯にわたる男女の健康の包括的支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 ③ スポーツを通じた生涯にわたる健康づくりの推進
5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ② デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援

<p>6 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>① ひとり親家庭等への支援 ② 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ③ 生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組</p>
<p>7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進</p>	<p>① 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの基盤づくり ② 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進</p>

2 施策の内容

重点項目1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

【現状と課題】

社会の制度や慣行の中には、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあり、その多くは固定的性別役割分担意識に基づくものです。

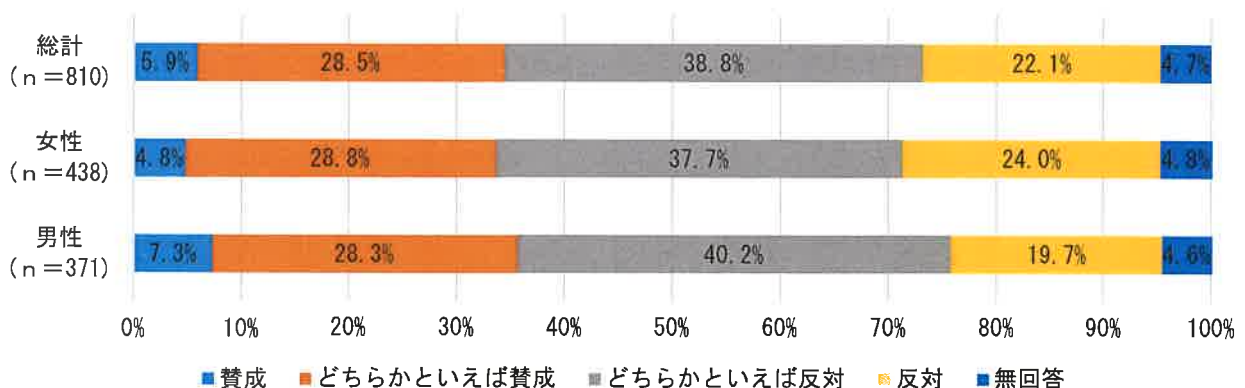
市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（固定的性別役割分担意識）について、否定する割合が6割となっており、意識が変わりつつありますが、「社会通念、慣習、しきたりなど」で約7割、「職場の中」、「地域社会の中」で約5割の人が、男女の地位に不平等感を持っています。また、家庭における夫婦の役割分担について、「家事」で約7割、「育児」で約3割は妻が、「自治会など地域活動への参加」で約4割は夫が主に担っているなど、今もなお偏りがある状況となっています。

このような現状を踏まえ、家庭、学校、職場、地域における慣行について、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものに関しては見直しを進めるとともに、市民の主体的な行動が促進されるよう、広報、啓発を推進し、社会全体で男女共同参画についての理解を深める教育、学習に取り組んでいく必要があります。

また、男女共同参画社会の形成のために力を入れていくべきことについて、「子どもの頃から男女の平等や相互の理解、協力についての学習を充実させる」という意見が最も多かったことから、子どもたちに対する学校教育や家庭教育における取組についても進めていくことが重要です。

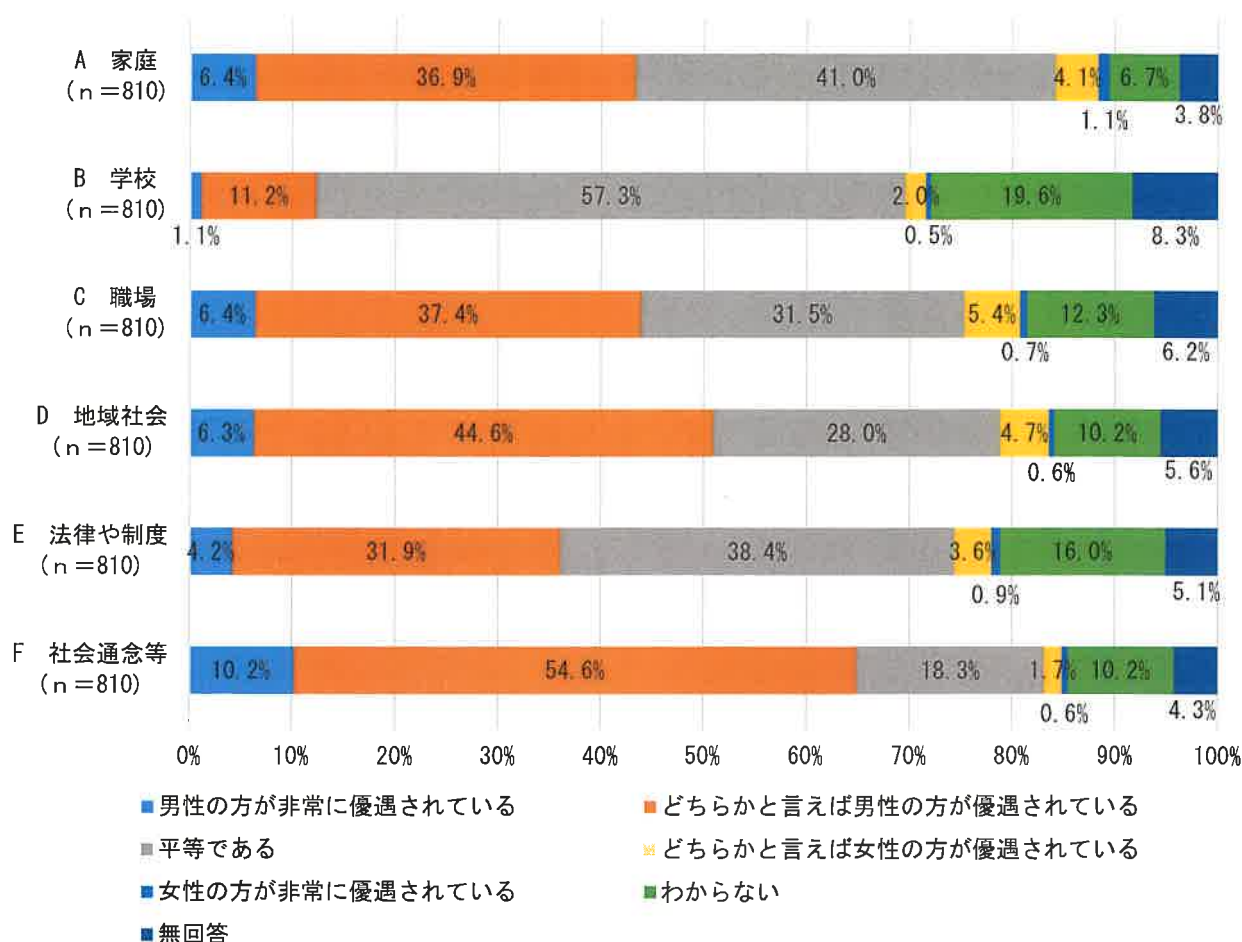
さらに、性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別が行われたりすることがないよう、性の多様性についての正しい理解の促進を図る必要があります。

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



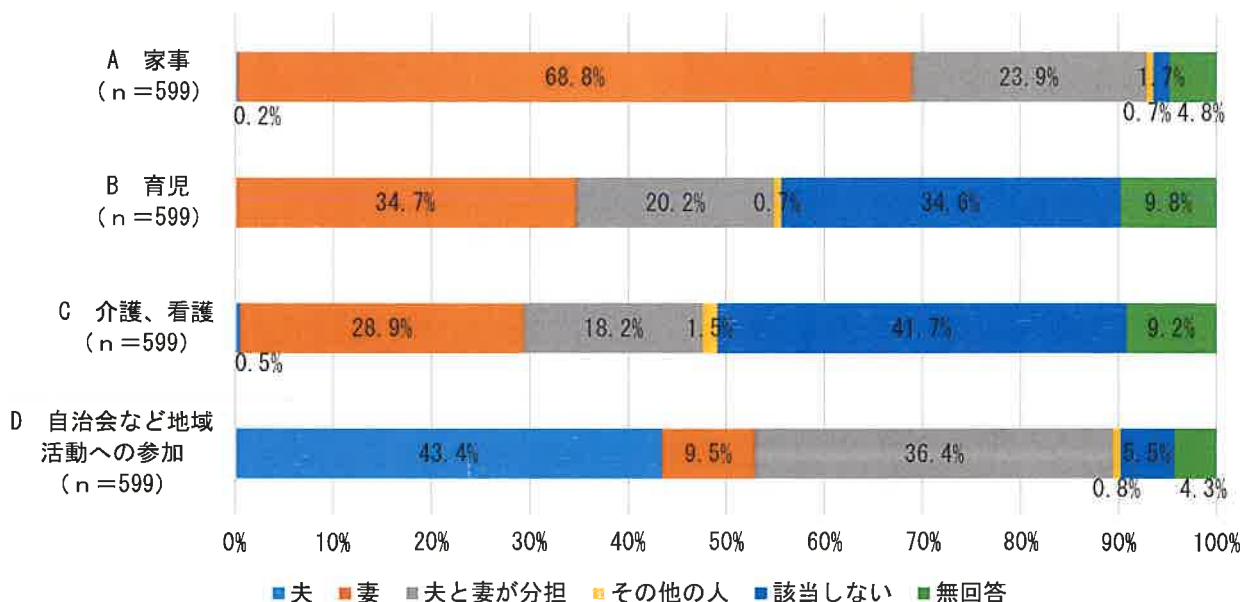
出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

●男女平等の意識について



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

●家庭における夫婦の役割分担について



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

① 固定的な性別役割分担意識解消のための啓発の推進、制度や慣行の見直し	
施策の具体的内容	担当課
<p>男女共同参画についての正しい理解が市民に広がるよう、男女共同参画週間事業をはじめ、あらゆる機会を捉えた情報発信や学習機会の提供に取り組むとともに、男女共同参画社会に関する意識と実態を把握するため、一定期間ごとに市民意識調査を実施するほか、男女共同参画に関する本市の現状を表す資料等について公表します。</p> <p>また、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、進捗管理や必要に応じた見直しを行うとともに、市民や民間団体からの申出制度の活用等により市民の意見を反映します。</p>	企画政策課 図書館 関係各課
<p>市民生活に係る施策を通して、本市における男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、それらの策定及び実施を担う市職員が、男女共同参画について正しく理解するための研修を行います。</p> <p>また、あらゆる分野の相談業務において、人権意識を基盤に相談の質を高めることは、DV等男女共同参画を阻害する行為の早期発見にもつながります。そのため、相談員等に対し男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供等を行います。</p>	総務課 企画政策課 市民課 福祉課 こども課 長寿介護課
<p>生涯学習、社会教育、家庭教育において、市域全体の人権意識や子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図れるような教育、学習を推進します。</p>	学校教育課 社会教育課

② 学校教育における男女共同参画の推進	
施策の具体的内容	担当課
<p>教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者を対象に、男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。</p> <p>また、学校教育活動全体を通し一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう、教育、学習の一層の充実を図ります。</p>	学校教育課

<p>固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力、態度を身に付けることができるようなキャリア教育、進路、職業指導の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
---	--------------

<p>③ 性の多様性の理解促進</p>	
<p>施策の具体的内容</p>	<p>担当課</p>
<p>性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。</p> <p>学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えます。</p>	<p>企画政策課 学校教育課</p>

【現状と課題】

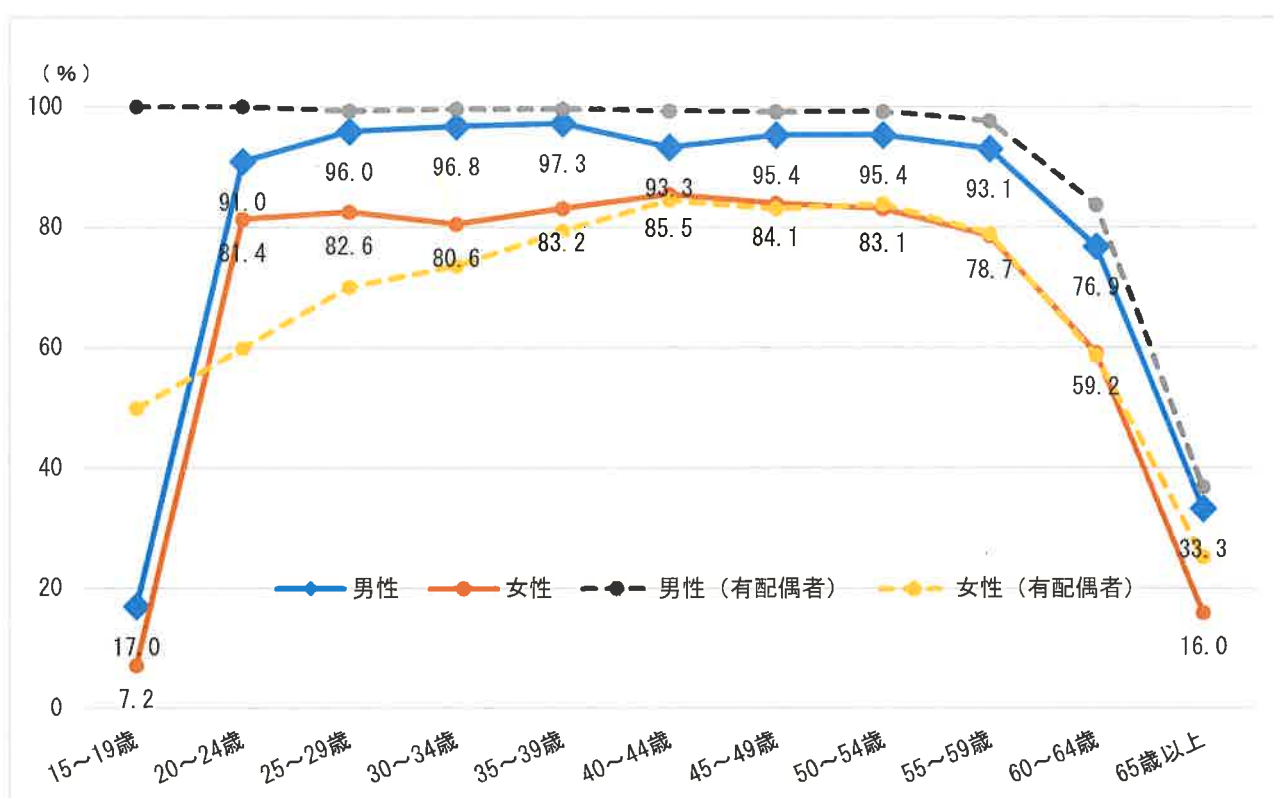
長時間労働等を背景とした男性中心型の労働慣行、職場における固定的性別役割分担意識は、男女の働き方や暮らし方に様々な影響を及ぼし、女性の活躍を阻害する要因の一つとなっています。

本市における、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30歳から34歳の80.6%を底とする緩やかなM字カーブを描いており、依然として、出産、子育て期に就業を中断する女性が存在することを示しています。

市民意識調査において、職場で「性別により処遇が異なっていることはない」と答えた人の割合が48.3%と最も高くなっているものの、職場における男女の地位の平等感は、「平等」と答えた割合が3割にとどまり、管理職以上に昇進することについて、「仕事と家庭の両立が困難になる」と答えた割合は、男性の21.0%に対して、女性では43.2%と高くなっています。

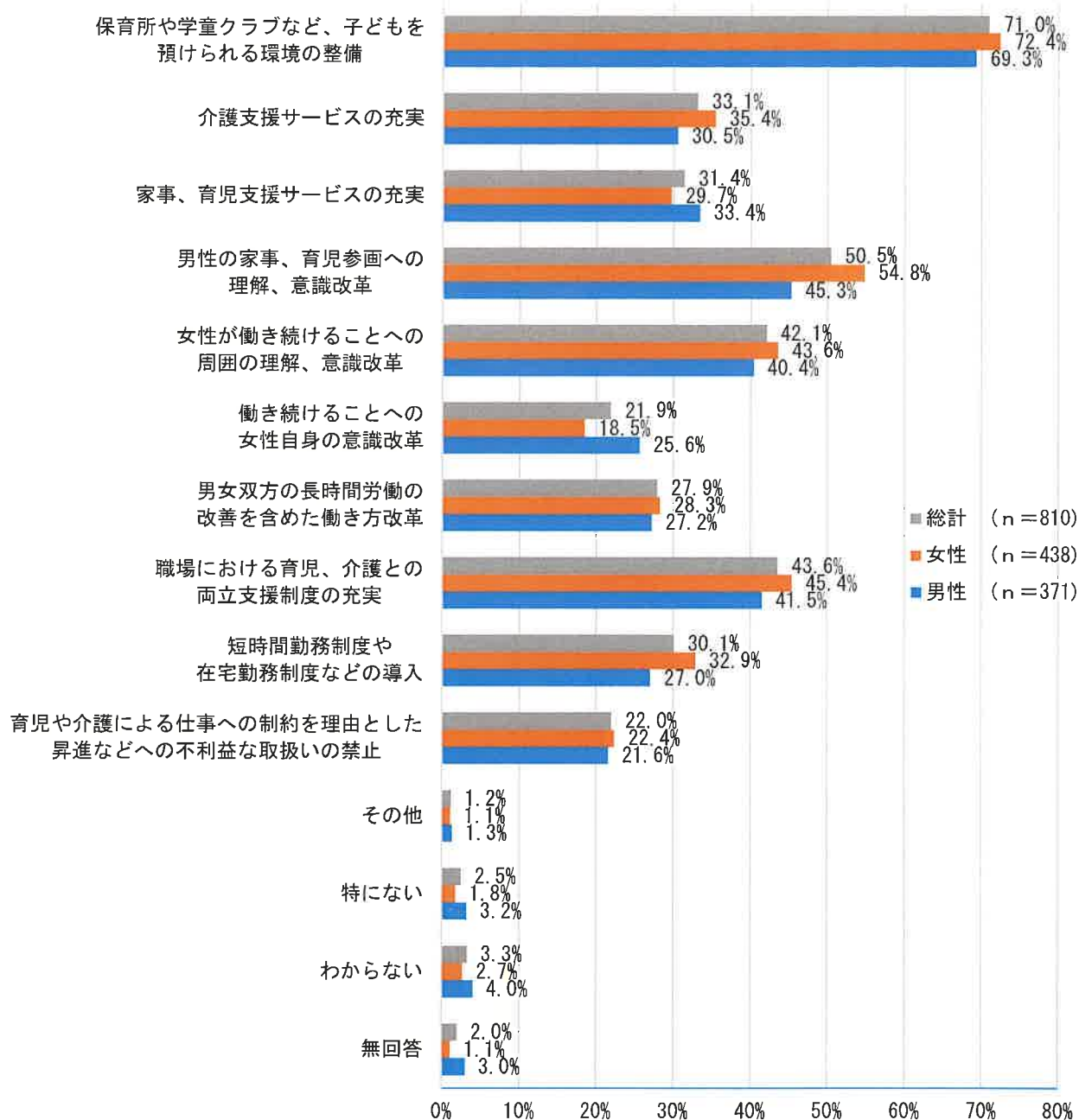
性別に関わりなく一人ひとりの働き方、暮らし方の多様な選択が尊重されるとともに、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進に向けて取り組む必要があります。

● 男女別年齢階級別労働力率（伊佐市）



出所：平成 27 年国勢調査

●女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために、家庭、社会、職場で必要なこと
(複数回答)



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保	
施策の具体的内容	担当課
<p>「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女ともに仕事と家庭を両立しづらい職場の雰囲気や、女性に対する様々なハラスメントの背景として、また男性を中心とした雇用慣行を助長する大きな要因となっています。このため、雇用分野における募集、採用、配置、昇進の性別を理由とした差別の禁止、妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止などを規定する「男女雇用機会均等法」等の周知、啓発を図ります。また、パートタイム労働者など非正規雇用労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規雇用労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や正規雇用労働者への転換の推進等を規定する「パートタイム労働法」等の関係法令の周知、啓発を図るとともに、労働相談窓口の案内など、適切な対応を実施します。</p>	企画政策課

② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進	
施策の具体的内容	担当課
<p>仕事と生活の調和が図れるよう、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等をはじめとする働き方改革を推進するための意識啓発、仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知に努めるとともに、多様な働き方にも対応できる保育サービス等の充実や、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図るなど、ライフステージに応じて、男女ともに希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。</p>	総務課 企画政策課 こども課 長寿介護課

③ 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進	
施策の具体的内容	担当課
<p>男性の家庭生活への参画を進め、男女がともに責任を分かち合うことができるよう、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進、社会における働き方や意識の改革、職場風土の改革を進め、男性が家事、育児、介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。</p>	総務課 企画政策課

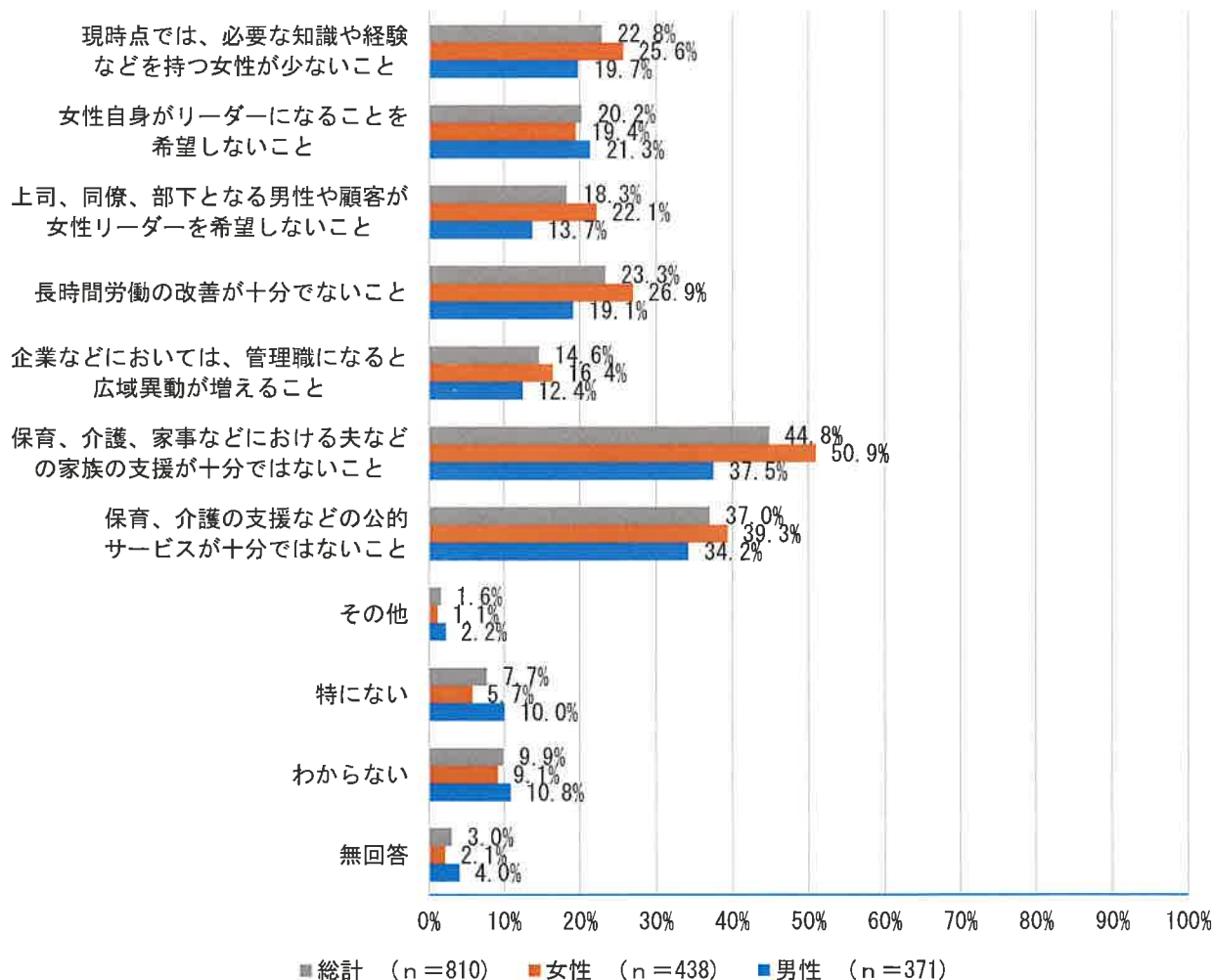
【現状と課題】

本市における審議会等委員に占める女性の割合は、20.1%（令和元年3月31日現在）で、県内市町村平均 24.5%（令和元年3月31日現在）と比較して低い水準となっています。また、市職員管理職等（課長、係長）に占める女性の割合は、9.0%（令和2年4月1日現在）で、同様に低い水準となっています。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における様々な活動に、対等な立場で参画することが必要であり、あらゆる分野の政策・方針決定過程に、多様な立場の人が参画し、多様な意見を反映させていくことが求められます。

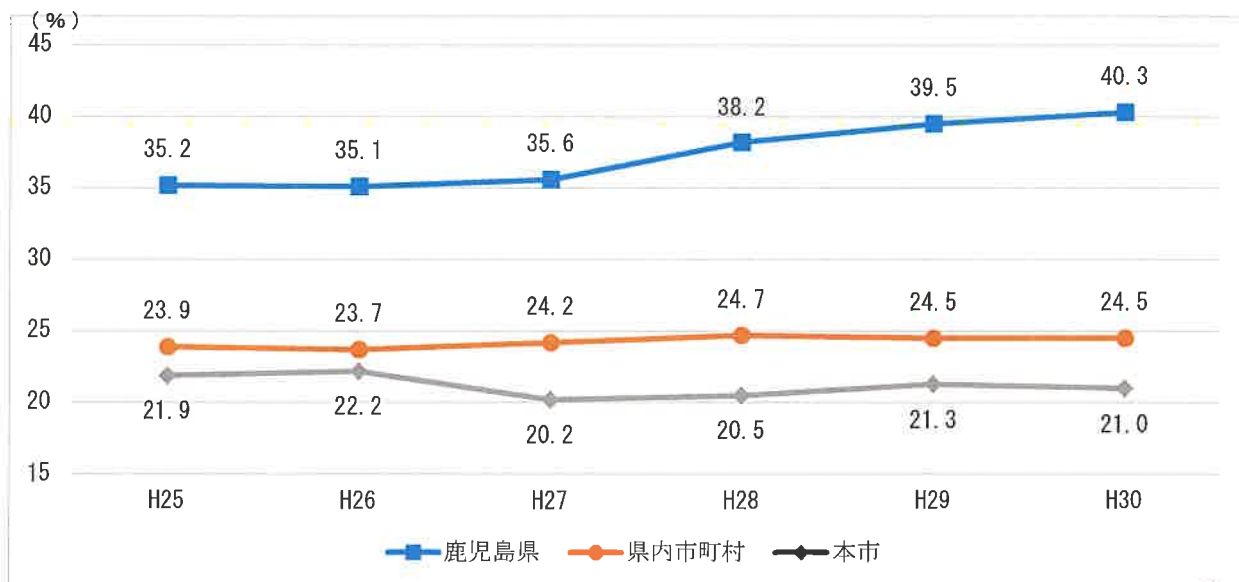
そのため、全ての人があらゆる分野に参画していくことができる環境整備に取り組む必要があります。

●各分野で女性リーダーを増やすときに障害となるもの（複数回答）



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

● 審議会等委員における女性登用率の推移



出所：県勢概要（令和2年4月）及び伊佐市女性登用率調査

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組の促進	
施策の具体的内容	担当課
行政、教育分野において、研修や人事異動等を通じて人材の育成に努め、女性職員の管理職への登用、審議会委員等への女性の登用を推進するとともに、登用状況等の把握、公表を行います。また、企業における女性の活躍推進につながる取組が促進されるよう、企業の経営層に向けた情報提供等の啓発を行います。	総務課 企画政策課 関係各課

② 農林水産業や商工業等の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援	
施策の具体的内容	担当課
農林水産業や商工業等の分野においては、就業と生活の場が同じである家族経営が多いことから、家族のそれぞれが対等なパートナーとして、その役割が適切に評価され経営に参画できるよう、就業慣行の見直し、女性の経済的地位の向上、女性が働きやすい就業環境の整備を促進する取組を行います。	企画政策課 農政課 農業委員会

③ 女性の人材育成に関する支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための能力開発の支援を行うとともに、起業を目指す女性等の支援を行います。</p> <p>また、再就職支援として、必要な知識や情報の提供、相談対応等、きめ細かい支援に努めます。</p>	企画政策課

【現状と課題】

男女がお互いの身体的な性に関する特徴を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基本となる重要なことです。

全ての人々が、健康を享受できるようにするために、心身及び心身の健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、女性においては、妊娠、出産、更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮する必要があります。

一方で、望まない妊娠や性感染症の発生等の課題がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、男女がお互いの性を尊重する意識の不足などが考えられます。

そのため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」(性と生殖に関する健康と権利)の概念を踏まえ、全ての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態を保つことができるよう、生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を進める必要があります。

また、依然として存在する性別による固定的な役割分担意識から、男性は、「男性としてあるべき姿」にとらわれ、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすいということなどが考えられることから、男女共同参画の視点を踏まえ、心身の健康支援や意識啓発活動を進める必要があります。

※ リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつことを意味します。(内閣府男女共同参画局HP)

① 生涯にわたる男女の健康の包括的支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>男女が、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進します。特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目しつつ、近年における女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた、適切な健康の保持、増進を支援します。また、男性は女性に比べて肥満者の割合、喫煙者の割合、飲酒の習慣がある割合が高い等の状況を踏まえ、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。</p>	市民課 こども課 長寿介護課 農業委員会
<p>女性特有の疾患に対応した検診として、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診が実施されており、特にがん検診の受診率の向上に取り組むとともに、早期発見、予防のための普及啓発や、女性が受診及び相談しやすい環境を確保します。</p>	市民課

② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	
施策の具体的内容	担当課
<p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)について、正しい理解の浸透のための啓発に取り組めます。</p> <p>また、安心、安全に妊娠、出産ができるように、母子健診、育児相談、家庭訪問等を実施します。併せて、不妊治療に係る経済的負担の軽減や不妊、不育の専門の相談体制の充実を図ります。</p>	企画政策課 市民課 こども課
<p>性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、個人が将来のライフデザインを描き、妊娠、出産等についての希望を実現することができるよう、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるようにするため、学校における教育の充実を図ります。</p>	市民課 学校教育課 こども課

③ スポーツを通じた生涯にわたる健康づくりの推進	
施策の具体的内容	担当課
男女の健康状況や運動習慣が異なることなどを踏まえ、誰もが、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう生涯スポーツの推進を図るため、気軽にスポーツを行うことができる環境整備を行います。	スポーツ推進課

(配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

【現状と課題】

すべての人は、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選択し、人生を豊かに生きる権利を有していますが、その基本的な人権を侵害するものの一つに、様々な暴力があります。そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的、構造的な問題があると言われており、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

これまで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところですが、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動において様々な困難を抱えています。

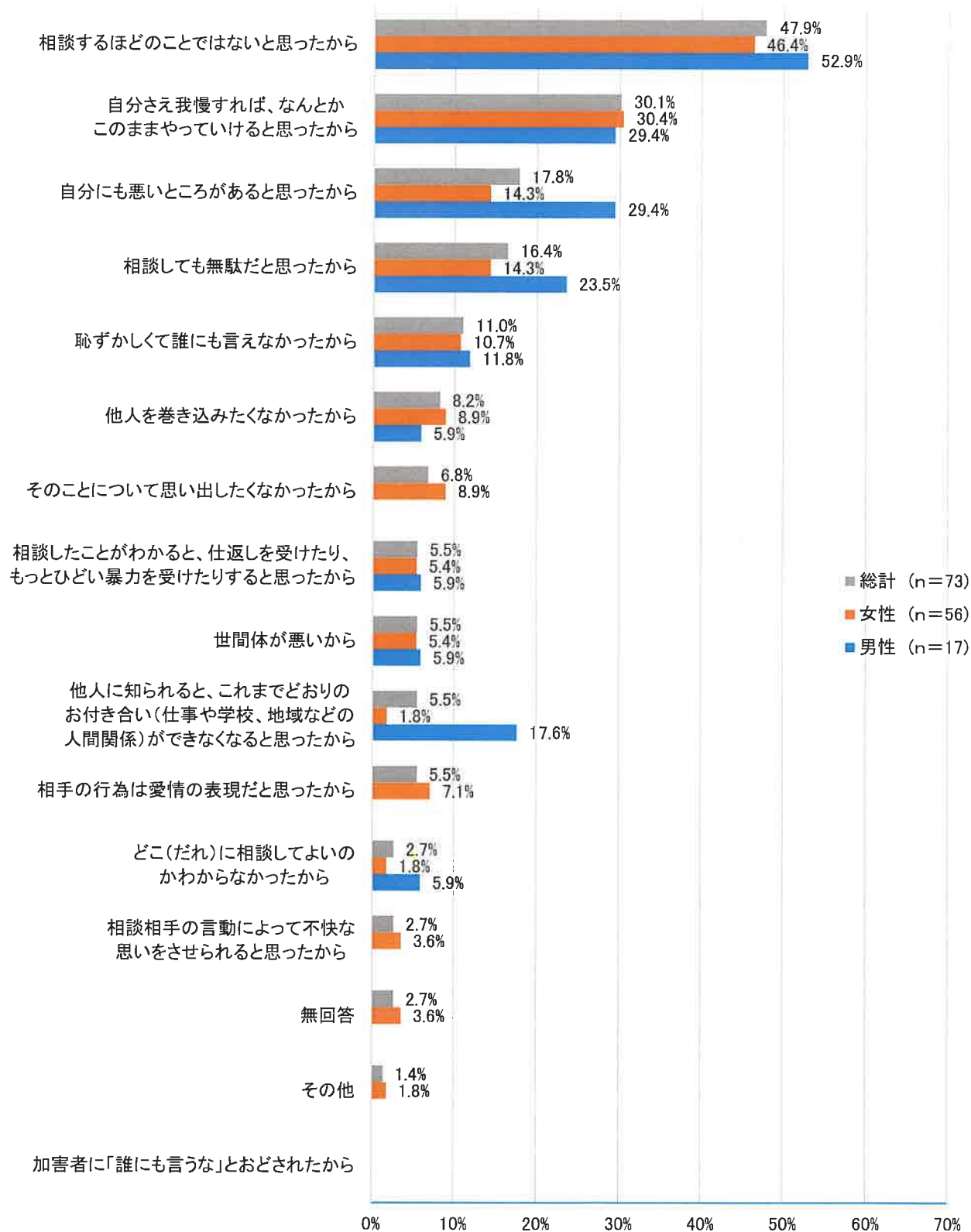
市民意識調査において、配偶者や親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けた経験がある女性は、32.8%で、そのうちの4割は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめとする、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力など、暴力は一層多様化しています。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、市民一人ひとりの暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

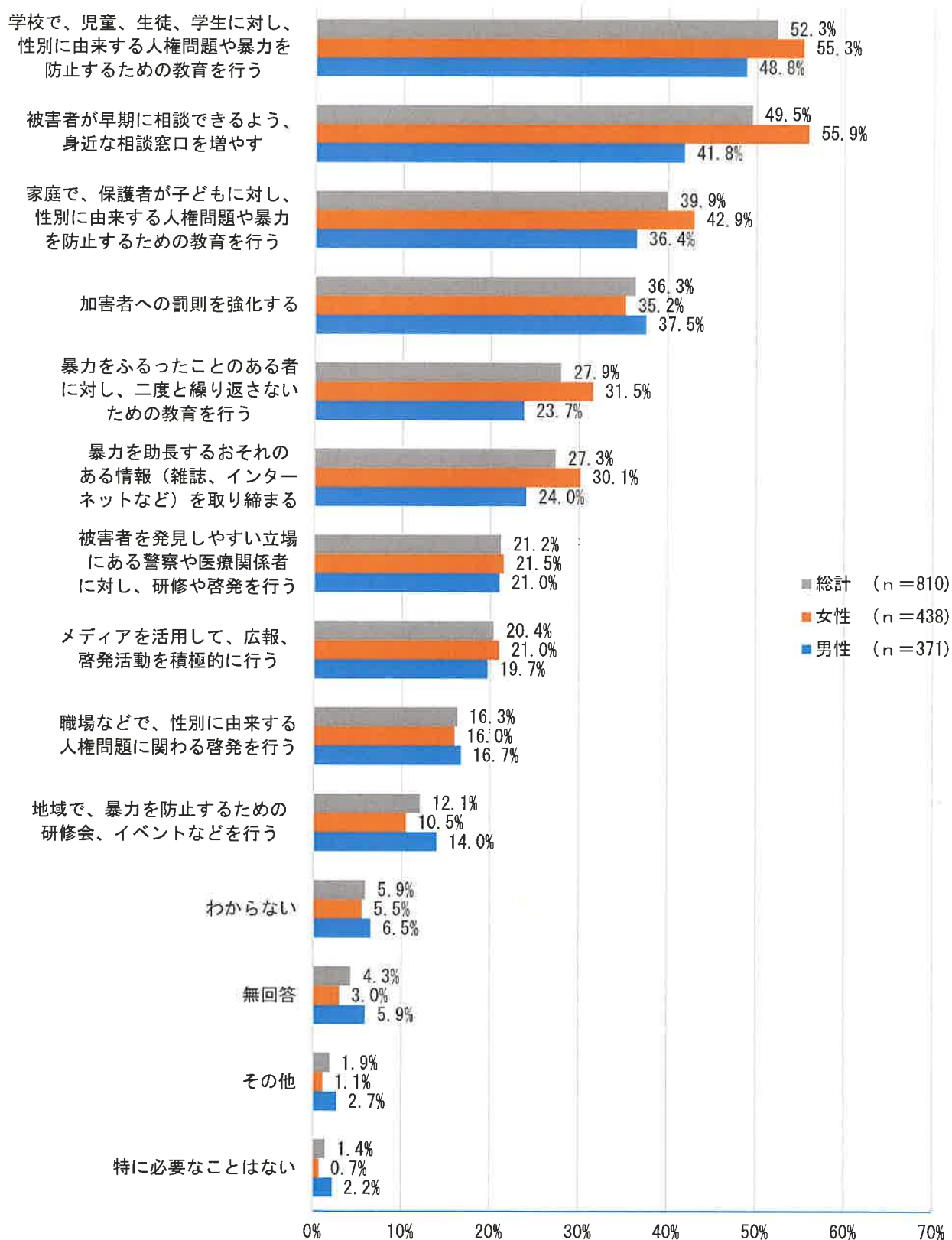
また、関係機関等との連携により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

●配偶者、10歳代又は20歳代に交際相手から暴力を受けた方で、どこ（誰）にも相談しなかった（相談できなかった）理由（複数回答）



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

●男女間の暴力を防止するために必要なこと（複数回答）



出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>全ての人々が、その人権を尊重され、安心、安全な生活を送れるよう、一人ひとりを大切にするとともに、人権教育、啓発を推進します。</p> <p>暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における女性に対する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組むとともに、「どこにも、誰にも相談していない（相談できない）」潜在的な被害者を早期に発見し、支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度の浸透等を図ります。</p> <p>また、セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあり、男女の上下関係や力関係など、男女が置かれている状況を背景とした、社会の構造的な問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援、その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を行います。</p>	総務課 企画政策課 市民課 福祉課 こども課 学校教育課 社会教育課
<p>被害者が身の安全を確保するためには、暴力から避難するためには、関係機関が連携協力して一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。</p> <p>また、被害者が心身の健康の回復を図り、自立した生活を送ることができるよう、就業、住宅の確保、保護命令制度や支援制度の利用等を支援するとともに、加害者の追跡を想定した対応を行い、併せて、被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。</p>	企画政策課 市民課 福祉課 こども課 建設課 学校教育課 関係各課
<p>被害者は様々な問題を抱えており、関係機関の連携、協力により、総合的に解決することが必要となるため、被害者の実情に応じた対応が適切に行われるよう、庁内連絡体制を強化し、警察などの関係機関との連携の維持、強化に取り組めます。</p> <p>また、配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもは、直接暴力を振るわれたり、暴力を目撃することにより、心身に傷を負い、そのことは成長に深刻な影響を及ぼすことから、周囲の様々な立場の人は、そのような環境にある子どもの早期発見に努め、児童相談所等につなぐとともに、通報等を受けた関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全</p>	企画政策課 市民課 福祉課 こども課 学校教育課 関係各課

<p>確保や心身の回復等の支援を行います。</p> <p>さらに、相談部署等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、研修を実施し、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等の養成を行います。</p>	
---	--

② デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力に関する理解を深めるための教育、啓発を行うとともに、相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図り、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切な対応を行います。</p>	<p>企画政策課 学校教育課 社会教育課</p>

【現状と課題】

高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加等を背景に、生活上の困難を抱える人の増加がみられる中、女性は、出産、育児等により就業を中断する人や、職場へ復帰しても育児等によりパートで働くことを選択するなどの理由等により非正規雇用者が多くなっていること、賃金等の処遇に男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向にあります。

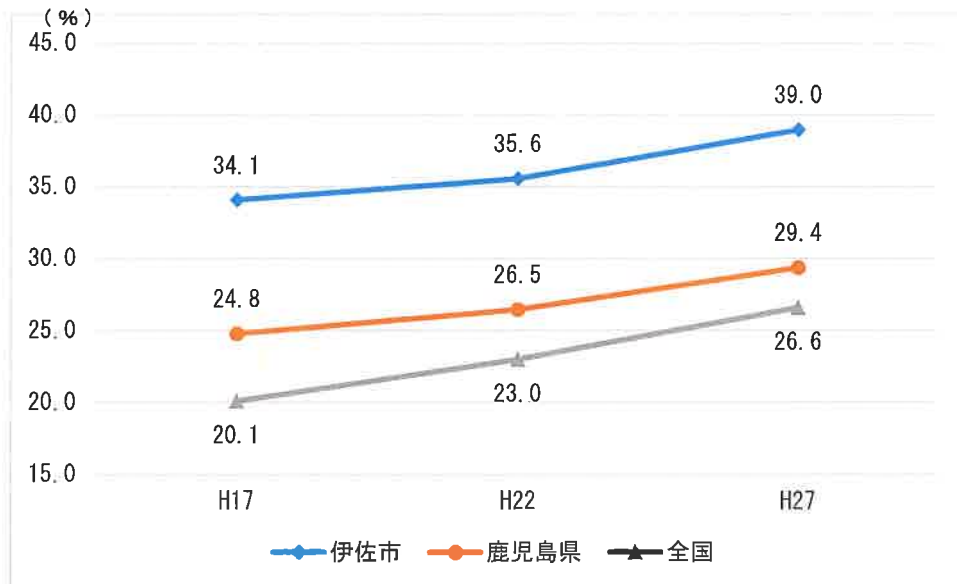
特に、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意する必要があります。

さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、固定的性別役割分担意識に基づく家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方により地域から孤立するなどの問題を抱えている人もいます。

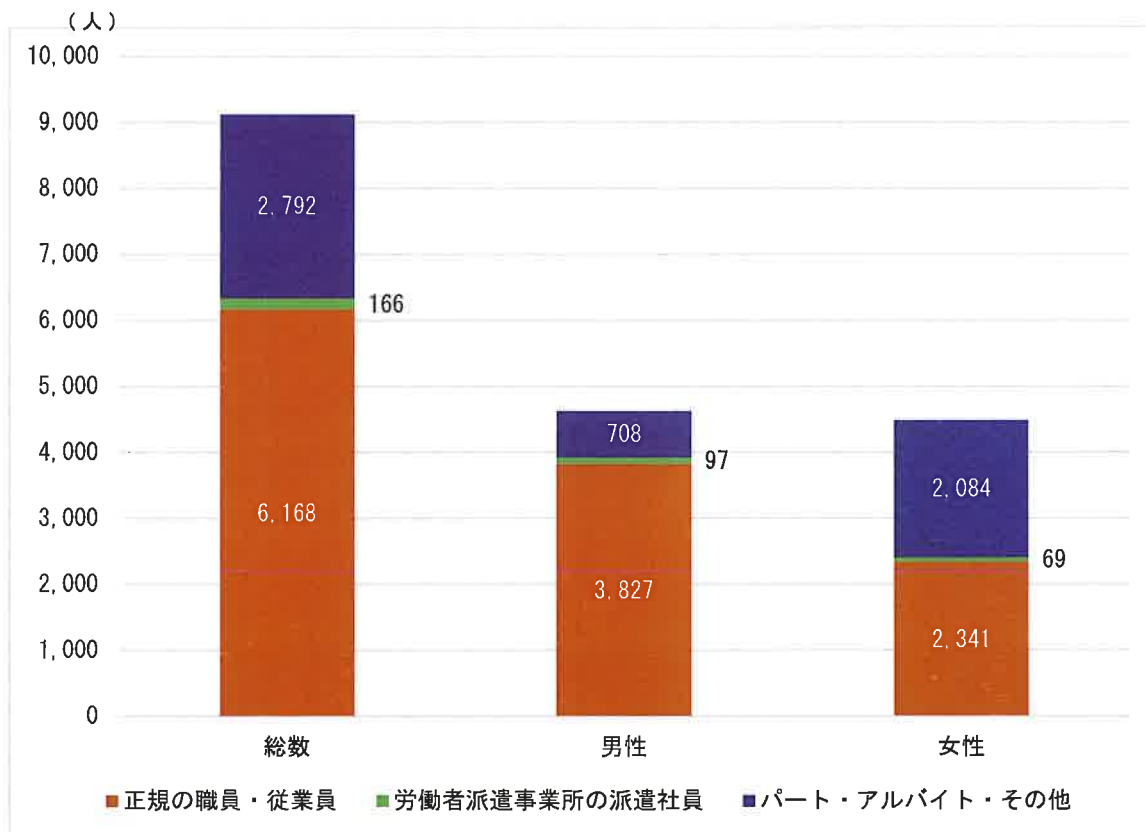
このような状況の中、様々な困難や課題に直面している人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備に取り組む必要があります。

● 高齢化率の推移



出所：平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年国勢調査

● 伊佐市の雇用者数（正規、派遣、非正規別）



出所：平成 27 年国勢調査

① ひとり親家庭等への支援	
施策の具体的内容	担当課
<p>ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで生活上の困難や課題を抱えやすいことから、個々の状況に応じて、児童扶養手当の支給等の経済的な支援、子育てや介護等により仕事と家庭の両立が困難な状況に対応した生活、就業、経済面などの相談を丁寧に行うなど総合的な支援を行います。</p> <p>特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用労働者が多く経済的に困窮しやすいこと、男性は、固定的性別役割分担意識に基づく家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方により地域から孤立しやすいことなどに配慮した対応を行います。</p>	<p>こども課 関係各課</p>

② 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の具体的内容	担当課
<p>高齢者が安心して暮らせるよう、孤立化の防止に向け地域全体で高齢者を見守る支援体制の整備を図るとともに、自立した生活に向け、社会参加を促進する取組等の支援を行います。支援に当たり、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていること、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることを踏まえた上で、それぞれの生活実態、価値観、身体的機能の違いに配慮した対応を行います。</p> <p>また、外国人等に対する様々な偏見等により、生活上の困難に直面しやすい人々の支援に当たっては、女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意した支援を行います。その他人権を侵害される問題については、性別に起因した複合的な人権問題が存在していることへの認識に立った普及啓発を図ります。</p>	<p>市民課 福祉課 長寿介護課 建設課 社会教育課</p>

③ 生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組	
施策の具体的内容	担当課
複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、居住確保支援、家計相談支援等を包括的に行います。支援に当たっては、性別に関わらず、個人の個性や能力が発揮できるよう支援を行います。	福祉課

【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。そうした多様化、複雑化する地域課題の解決には、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、市民意識調査によると、「地域における活動に参加する中で感じている、活動のやりがいや苦勞していること」について、「人とのつながり、ふれあい、仲間づくり」ができてやりがいを感じている人がいる一方で、「慣習の押し付けがある」、「個々の事情を考慮してもらえない」、「女性が発言しにくい雰囲気」などの理由により、不満を感じている人が見受けられる状況があり、自治会等の地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、市民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

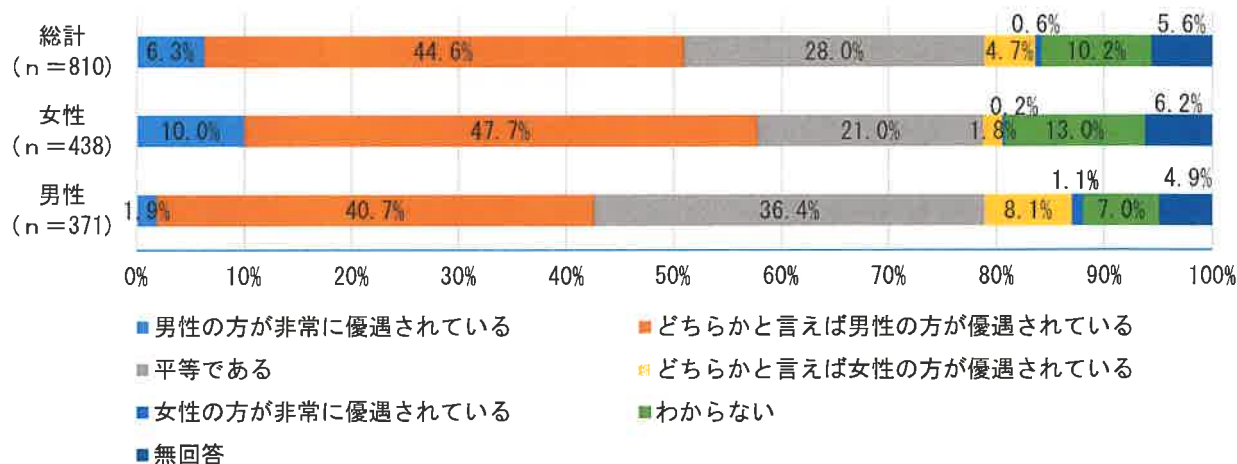
また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や地域の復興を遅らせることがあります。

そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

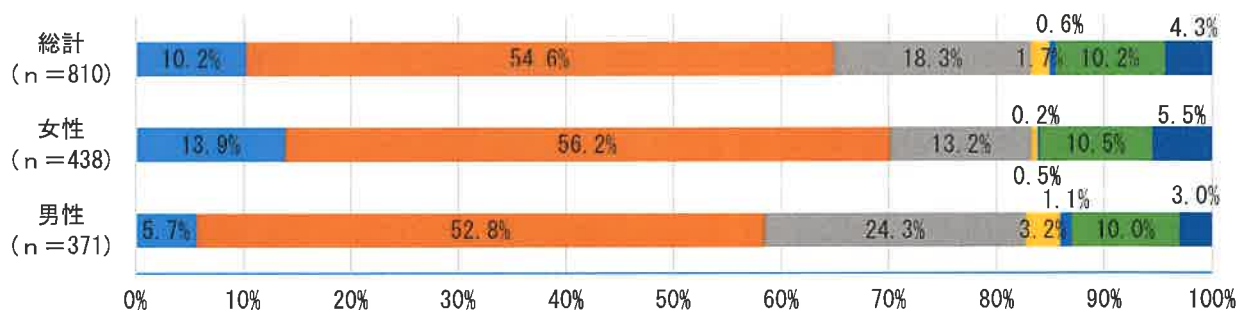
今後、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた自治会等の地域コミュニティにおける様々な「共助」の取組が、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるといった、人権尊重と男女平等を基盤とする、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを推進する必要があります。

● 男女平等の意識について

【地域社会の中で】



【社会通念、慣習、しきたりなどで】



項目	男性優遇	女性優遇	ポイント差
地域社会の中で	50.9%	5.3%	45.6
社会通念、慣習、しきたりなどで	64.8%	2.3%	62.5

出所：令和元年度伊佐市男女共同参画社会についての市民意識調査

① 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの基盤づくり	
施策の具体的内容	担当課
それぞれの地域において、地域生活の基盤となるコミュニティ活動が、性別に関わらず多様な住民の参画により行われるよう、固定的性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動内容等の慣行の見直しに向けた意識啓発及び学習機会の提供等を行います。	企画政策課 長寿介護課

② 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	
施策の具体的内容	担当課
<p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図るため、地域防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大に取り組むほか、男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練、避難所運営、災害対応に向けた取組を進めます。</p>	<p>総務課 福祉課 長寿介護課</p>

1 推進体制の充実

この計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、その内容は、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開が重要となります。

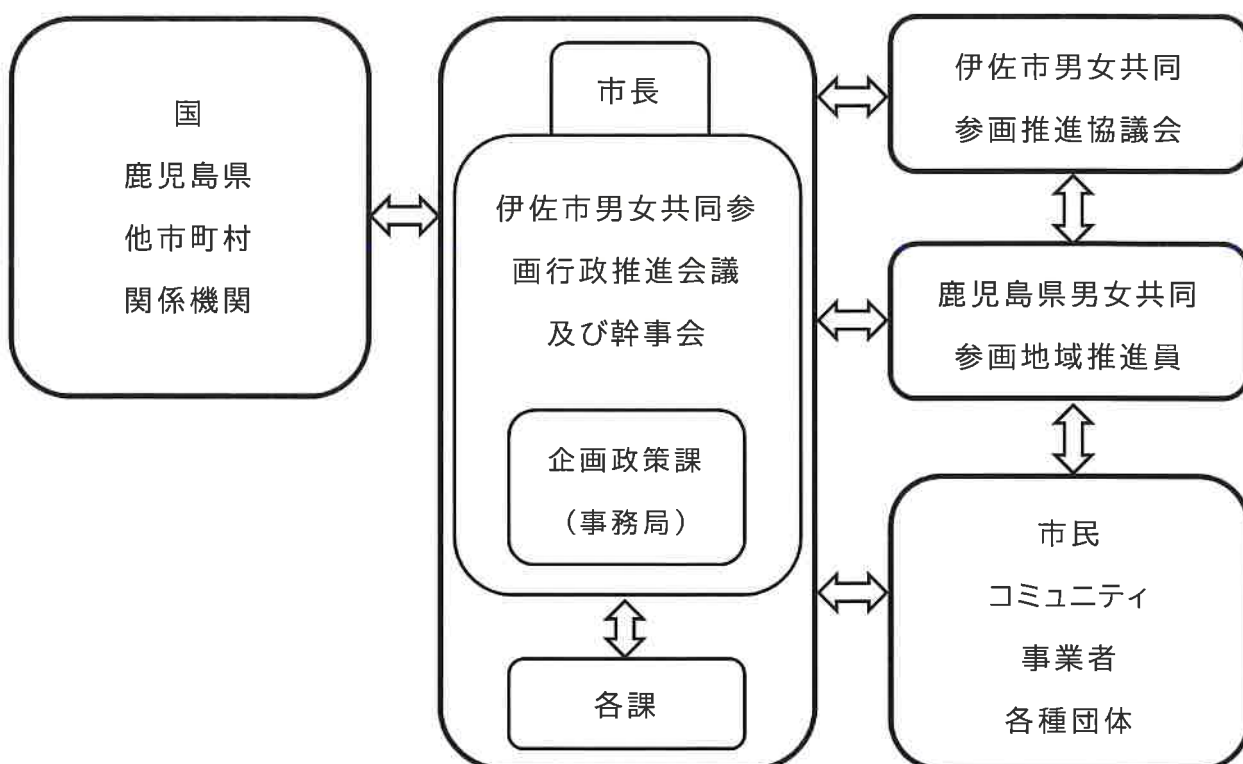
各課においては、基本目標の実現につながる「施策の具体的内容」に沿った各種の実施事業を展開するに当たり、男女共同参画の視点を踏まえた配慮をした上で、連携して総合的に取組を進めます。

2 連携、協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、市民一人ひとりの、家庭、地域、職場等の生活のあらゆる場面における行動にかかっていることから、市民全体の連携、協働により男女共同参画が推進されるよう、地域社会と一体となった取組を進めます。

3 進行管理

この計画の進行管理及び評価については、関係各課、男女共同参画行政推進会議で年次的に実施するほか、男女共同参画推進協議会の意見を聴き、今後の市の取組に反映させます。



別表1 数値目標

No	重点 項目	項 目	現状		目標値		担当課
			数値	年度	数値	年度	
1	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	75.9%	1	100%	5	企画政策課
2	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の人の割合	34.4%	1	30%	5	企画政策課
3	2	保育所待機児童数	0人	1	0人	5	こども課
4	2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	1	0人	5	こども課
5	2	市の男性職員の出産補助休暇の年間取得者数の割合	66.7%	H31	100%	6	総務課
6	2	市の男性職員の育児参加休暇の年間取得者数の割合	66.7%	H31	100%	6	総務課
7	2	市の男性職員の育児休業の取得割合	0%	H31	10%	6	総務課
8	2	「ワークライフバランス」という用語を知っている人の割合	48.6%	1	80%	5	企画政策課
9	3	市の課長職に占める女性の割合	4.2%	1	10%	6	総務課
10	3	市の審議会等委員への女性の登用率	19.9%	1	30%	7	企画政策課
11	3	女性農業経営士の認定者数	13人	2	15人	5	農政課
12	5	「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	87.3%	1	100%	5	企画政策課
13	7	消防団員に占める女性の割合	4%	2	5%	5	総務課

- 1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・省略
- 2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・・・・省略
- 3 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・省略
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・省略
- 5 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律・・・・・・・・省略
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・省略
- 7 伊佐市男女共同参画行政推進会議設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・省略
- 8 伊佐市男女共同参画推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・省略